

少年法改正の根柢と経緯

藤 吉 和 史

- 一 少年法改正論の背景
- 二 少年犯罪の増加と凶悪化
- 三 少年法改正の経緯
 - (1) 裁定合議制度の導入
 - (2) 檢察官関与
- 四 現行少年法の功績と展望
 - (3) 観護措置期間の延長
 - (4) 檢察官の抗告権
 - (5) 保護処分終了後の救済手続
 - (6) 被害者への通知制度

一 少年法改正論の背景

一九四九（昭和二十四）年に、旧少年法に代わって施行された現行少年法は、その後のたび重なる改正論議のなかにあっても今日にいたるまで五〇年の長期にわたり、わが国の非行少年のための基本法として定着してきた。この間、一九七〇（昭和四五）年に法務省が「少年法改正要綱」を発表し、その七年後にいわゆる「中間答申」という

一応の決着をつけた後、最近に至るまで少年法の全面的改正は遙か彼方に遠ざかつた感があった。

しかし、一九九八（平成一〇）年になつて、法制審議会の少年法部会が二二年ぶりに再開され、そこで早急にまとめられた「少年法整備要綱骨子」という答申が法務大臣に提出され、それを基礎として作成された「少年法等の一部を改正する法律案」が一九九九（平成一一）年の通常国会に提出されるという動きがあつた。ここにおいて現行少年法は急激に揺れ動き始めた。

本稿の目的は、今回の少年法改正法案が、なぜ提出されることになったのか、また、どのように改正しようとしているのか、換言すれば、現行少年法を変える必要性の背景と改正のポイントを検討し、現行少年法の改善すべき点と維持発展すべき点を明確にすることにある。そのことによつて、ひいてはあるべき少年法の姿を見い出すべき考察の出発点としようとするものである。

昨今の少年法改正論議の根拠には、二つの大きな背景があると考えられる。第一は、「少年犯罪の増加と凶悪化」である。少年犯罪をめぐるマスコミの報道や論考、刊行物のなかには、少年の非行や犯罪が増加し凶悪化している、それなのに、少年は処罰されない、少年法は非行少年や犯罪少年に対して甘い、といった論調が見受けられる。こうした主張が妥当か否かは以下の考察で明らかにするが、この風潮が現行少年法の「改正」を大きく押し進めている要因であることは否定できない。

第二は、「アメリカの少年法制度の転換」である。一九世紀末にアメリカにはじめて少年裁判所ができた当初は、国親思想（パレンス・パトリエ）という考え方で、国が親の立場で少年を保護し、少年の更生という目的や健全育成の理念のもとに、少年の審判・処遇を行つものであつた。わが国の現行少年法もその理念の影響を受けて制定され

ている。ところが、一九六〇年代後半になつて、アメリカ連邦最高裁判所がケント事件とゴートルト事件判決という二つの重要な判決を出したことによつて、従来のアメリカ少年法制の目的や理念は大きく変わつてしまつ⁽¹⁾。ことにゴートルト事件判決は、少年審判の「適正手続」導入、つまり、デュープロセスの導入という少年の権利保護にとつて望ましい方向であつたので、日本の学会にも大きな影響を与えた。しかし、人権の保障と少年の保護更正という双方を満足させる方向へ進むはずだった適正手続導入は、当時の「法と秩序」思想の影響で、その後の刑事裁判化および厳罰主義へとつながつてしまつた。少年の保護更正および健全育成という理念が、法と秩序を優先する方向に転換した結果である。わが国の少年法改正においても、現行の職権主義手続の構造を維持しつつ適正手続のための対審的審理を導入するには大きな困難を伴うことを認識し、アメリカ少年法制の轍を踏まないためにも、慎重に検討する必要がある。「少年法等の一部を改正する法律案」（以下には少年法改正法案と略称する）の提出理由が、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るためにあることともあり、この点については、少年法改正法案の経緯において検討することとし、以下には、まず、第一の背景である「少年犯罪の増加と凶悪化」について考察することとする。

二 少年犯罪の増加と凶悪化

わが国における少年犯罪の動向は、戦後から現在まで、三つの波として把握されてきた。少年刑法犯の検挙人員数でそれを見ると、まず、一九五一年（昭和二六）年の一六万六、四三三人をピークとする第一波、一九六四年（昭和三九）年の二三万八、八二〇人をピークとする第二波、そして、一九八三年（昭和五八）年の三一万七、四三八人を

ピークとする第三波の三つである。法務省法務総合研究所の「犯罪白書」によれば、そう理解されている。⁽²⁾

しかし、最近のマスコミにおける少年犯罪の増加傾向や凶悪化現象に関する報道ぶりをみると、すでに「第四波」の到来を感じさせるほどである。たしかに、一九九七（平成九）年三月に発生した神戸の一四歳の少年による小学生連続殺人事件は、殺害した小学生の首を中学校の正門に置くというショッキングな犯行だったこともあって、マスコミに大きくとりあげられ、社会的な現象としてその後の少年犯罪に重大な影響を与えたものと考えられる。その後も、栃木県で起きた一三歳の少年によるバタフライナイフでの教師刺殺事件や東京都江東区の一五歳の中学生による警察官襲撃事件も、連鎖的な影響を及ぼし、その後一年間に、十数件の類似の少年殺傷事件を招来するに至っている。⁽⁴⁾こうした、いわゆる「少年犯罪の増加、凶悪化」が少年法の改正や処罰年齢の引き下げなどの主張を出現させる原因となつたことは否めないところである。

ところで、この少年犯罪の増加傾向や凶悪化現象とは、マスコミの喧伝ほどのものなのであろうか。統計的にみて「第四波」といえるほどの増加、凶悪化が本当にあるのだろうか。

全犯罪のうち、世界的な増加傾向の原因である交通犯罪を除いてその数値を見てみると、一九九八（平成一〇）年の交通関係業過を除く少年刑法犯の検挙人員は、一八万四、二九〇人である。第三波のピークである一九八三（昭和五八）年の二六万一、六三四人を中心として、一九八〇（昭和五五）年から一九八八（昭和六三）年までの九年間に、毎年、二〇万人を超える少年犯罪の検挙者を出していった時期と比べると、「増加」という表現が妥当かどうか疑問である。

ただし、若干気がかりなのは、人口比と少年比の増加である。人口比とは、一〇歳以上二〇歳未満の少年人口に

対する検挙人員の比率をいい、少年比とは、成人を含む検挙人員全体に占める少年犯罪の検挙人員の比率である。まず人口比の動向をみると、一九七七（昭和五二）年までは一、〇〇〇人中九人程度であったものが、その後上昇し、一九八一（昭和五六）年には、一四・三を記録してピークを迎えたが、以後は、一九九二（平成四）年に八・九で、九三年に九・三と減少し、一九七七年以前の程度に戻っていた。ところが、一九九六（平成八）年から九八年までの三年間は、一〇・一、一一・八、一二・五と再度上昇を始めている。このために、第四波が始まったのではないかと懸念されるのである。

また、少年比（全刑法犯検挙人員中に占める少年の比率）の推移をみると、昭和四〇年代には、おおむね三〇%台で推移してきたが、一九七八（昭和五三）年には四〇%台になり、一九八一（昭和五六）年からは、五〇%台に達し、その後多少の増減はあるものの、今日までほぼ五〇%を維持している。少年犯罪が成人を含む全犯罪の半数を占めていることになる。日本では、少年人口（一〇歳以上二〇歳未満）が一〇歳以上の総人口の一〇数%であることを考慮すると、犯罪についての少年比五〇%というのは、かなりの高率であるといえる。⁽⁵⁾

以上には、少年犯罪の量的動向および犯罪全体に占める割合の変動を見てきた。次に質的な動向を検討しよう。いわゆる凶悪化しているかどうかの問題である。結論からすれば、確かに「凶悪化」については、統計上、ややその傾向を窺うことができる。ただ、マスコミが凶悪犯という場合は、獣奇性や残虐性を含むニュアンスがあり、その概念ははつきりしていないが、たとえば、「犯罪白書」では、殺人と強盗を凶悪犯といつており、裁判所の発行する「司法統計」では、殺人、強盗、放火、強姦の四種類を凶悪犯といっている。ここで少年犯罪の凶悪化を検討するために、一九九八（平成一〇）年の凶悪犯の比率と第二波である一九六四（昭和三九）年および第三波である

一九八三（昭和五八）年のそれとの比較をしよう。

殺人犯と強盗犯について、その犯行時年齢別構成比をみると、一九九八（平成一〇）年の二〇歳未満の殺人犯は、成人を含む全体の八・六%、強盗犯は全体の四六・三%である。たとえば、第二波にあたる一九六四（昭和三九）年をピックアップしてみると、殺人が全体の一四・四%、強盗が四九・四%であるから、この時期と比べれば、一九九八（平成一〇）年になって、むしろその比率は減少しているのであって特別に凶悪化したとはいえない。しかし、第三波にあたる一九八三（昭和五八）年の二〇歳未満の殺人犯は全体の四・九%で、強盗犯は三八・一%であった。この第三波の時期に比較すれば、一九九八（平成一〇）年の八・六%、四六・三%という数値は、たしかに、少年凶悪犯の割合の増加を示しているといえるのである。

ただし、「凶悪化」という表現は曖昧で、実際に少年犯罪が凶悪化しているかどうかの判断は困難である。たとえば、「犯罪白書」では、殺人と強盗を凶悪犯罪といつておらず、「司法統計」や「警察白書」では、殺人、強盗、放火、強姦の四種類を凶悪犯罪といつている。ともあれ、これらの犯罪のうち、強姦は親告罪なので実際の事件発生数と認知件数との間に差が生じやすいし、強盗も、たとえば、少年が「ひったくり」を行った場合に強盗になるか窃盗にとどまるか微妙である。刑法解釈上、強盗は「暴行または脅迫」が必要であり、ひったくられた際に被害者が財物から手を放さず引きずられれば「強盗」であり、そうでなければ「窃盗」になる。また、路上強盗と恐喝との区別もむずかしい。「おやじ狩り」を恐喝で検挙するか強盗で検挙するかは訴追機関の姿勢に影響される。法的な判断としての犯罪分類が凶悪化したか否かを正確に伝えてはいないのである。安易に少年犯罪の「増加・凶悪化」をいいたてるのは、決して正しい姿勢とはいえない。⁽⁶⁾

次に、他の諸外国と比べてわが国の少年犯罪が凶悪化しているかどうかを、アメリカ、イギリスおよびドイツを取り上げて比較・検討してみよう。平成一〇年版の犯罪白書には、一九八七（昭和六二）年から一九九六（平成八）年までの一〇年間につき、諸外国と日本の少年非行との比較を行った資料がある。⁽⁷⁾ 比較対象の犯罪は、刑法犯等主要犯罪全体と特定五罪種（殺人、強盗、強姦、傷害、窃盜）とし、それぞれについて検挙人員の少年人口比（一〇歳以上一八歳未満の人口一〇万人あたりの検挙人員の比率）を比較するという方法をとっている。諸外国に合わせて、わが国では年中少年以下の数値を採用している。これによると、主要犯罪全般については、ドイツが群を抜いて少年人口比が高く、一九八〇年代後半から一九九〇年代にかけて四、〇〇〇前後の数値を示しており、しかも、一九九一年以降一貫して上昇し、一九九六年には五、五四九までに増加しており、深刻な状況にあることが理解できる。ついで人口比が高いのはイギリスで、この一〇年間、三、〇〇〇前後で横ばい状態である。アメリカは、二、〇〇〇〇程度で推移しており、最近では、二、〇四五でドイツの半分以下にまで減少している。これらの諸国と比較すると日本の少年犯罪の人口比は低く、この一〇年間一貫して一、一〇〇程度で、最近のドイツに比べれば、五分の一にすぎない。

殺人と強盗について個別的に検討すると、殺人はアメリカがもつとも高い数値を示していて、一〇万人中六・一〇程度の数値で推移し、九六年は、七・一である。ドイツもイギリスも二・三程度で、日本が〇・五という数値を見ると、アメリカがいかに高いかがわかる。強盗についてはドイツが高い。一九九〇年までは、六〇・一〇〇だったものが、九〇年代に入つてから急激に一五〇・二一七・四（九六年）に増加している。

また、アメリカは九四年に一五〇だったものが九六年には一二七・九まで減少してきているのに、イギリスが二

の一〇年、五〇から一三三まで増加している。各国の政治的・経済的状況を考えると納得のいく数値といえる。これらの数値に比較して、日本はこの一〇年間、五ないし六・二（九六年）と圧倒的に低い数値で推移している。このように、諸外国と比較しても、わが国では少年の凶悪犯罪の発生率が極端に少ない。少年犯罪をみても日本は安全な国と言えるのである。

ところが、マスコミは重大な少年事件が起きると、過去の重大事件を取り出しそれを列挙することで、増加傾向や凶悪化という印象を与える。逆に、少年犯罪や凶悪犯罪が減少したとしても、警察はそれを強調することはない。マスコミも報道しない。そのために、重大な少年犯罪は、まれにしか生じていないにもかかわらず、人々はいつも増加、凶悪化といった印象を抱きがちになる。そのような印象は、厳罰主義により解決を求める動きと連動する危険があるため、充分な注意が必要である。

一九九八（平成一〇）年三月に、法務大臣が記者会見で、処罰年齢を「一六歳以上」から「一四歳以上」に引き下げるよう「速やかに法改正したい」との見解を明らかにし、「外国には少年に死刑を科すところもある」と示唆していた。こうした厳罰化の改正方針は、一九九八（平成一〇）年四月一〇日、自民党法務部会「少年法に関する小委員会」が、議員立法で厳罰化も含めた少年法改正をめざすとした方針の中に現れた。一方、法務省も政府提案で法改正するために、二二年ぶりに法制審議会の少年法部会を再開して、一九九九（平成一二）年一月二一日に法制審議会から法務大臣に「少年法整備要綱骨子」とする答申を提出した。それを基礎としたものが、第一四五回国会（常会）に提出された「少年法等の一部を改正する法律案」である。現行少年法の理念はここで変更を余儀なくされるかに思われたが、野党の反対のみならず学会や弁護士会等の反対があり、さらに他の重要法案との関連もあ

つて、平成一年少年法改正法案は、可決にいたらず継続審議とされた。しかし、これで現行の少年法がはらむ問題点は解決されたわけではなく、今まさに少年法は揺れている状態なのである。

(1) ゴールト事件判決は、一九六四年にアリゾナに住む一五歳の少年ジエラルド・ゴールトが、隣人であるクック夫人にわいせつな電話をかけた嫌疑で逮捕されたことに始まる。少年は非行歴があり当時プロベーション期間中であったが、この嫌疑を否認し少年裁判所で争われることになった。その際、両親は事件を告知されず、審判請求書には具体的な非行事実の記載がなく、告訴人を召喚しなかつたので反対尋問もできないままに事実を認定され、収容処分が言い渡された。両親は州最高裁への人身保護令状および再審査の請求をおこなったが棄却され、最後に連邦最高裁判所に上がつて出された判決が一九六七年のゴールト事件判決である。ここで少年手続にも、訴追の告知、弁護人依頼権、自己負罪拒否特権、反対尋問権、上訴権等の適正手続の原則が保障されることを認めたのである。

(2) 平成一年版犯罪白書一八二頁。

(3) 神戸事件または神戸須磨事件、神戸幼児連続殺傷事件などとも呼ばれる。一九九七（平成九）年、神戸市須磨区で小学生を被害者とする三件の傷害事件と二件の殺人事件が発生し一四歳の男子中学生が犯人とされ家庭裁判所に送致された。少年は少年鑑別所に収容され、三ヶ月の精神鑑定の結果、異常性格は認められるものの刑事責任能力はあるとして、医療少年院送致とされた。この事件では、犯行の獣奇性から世間の注目を集めましたが、マスコミのなかには少年の氏名や顔写真を公表したり、取調べ内容の記載された検事調書や精神鑑定書の一部を公表するものもあり、是非をめぐつて論争が展開された。また、被害者・遺族に対する情報の告知の問題は今回の少年法改正に影響を及ぼしたものと思われる。

(4) 読売新聞一九九八年三月一八日、二〇日朝刊など。

- (5) 澤登俊雄『少年法―基本理念から改正問題まで』(一九九九年中央公論新社)一二二頁以下
- (6) 同じように、犯罪統計からの分析では、単純に少年犯罪の増加・凶悪化は認められないとするものとして、津田玄児「少年法『改正』論の前提を問う」法学セミナーハイアード号(一九九七年日本評論社)八頁以下、同『少年法と子どもの人権』(一九九八年明石書店)一二三頁以下、野田正人「最近の少年非行事件の特徴」法律時報七〇巻八号(一九九八年)一八頁以下、後藤弘子「少年犯罪の重罰化論と少年法改正」同一二三頁以下、第一東京弁護士会少年法委員会編『Q&A少年非行と少年法』(一九九八年明石書店)一二七頁以下、澤登俊雄『少年法―基本理念から改正問題まで』(一九九九年中央公論新社)三〇頁以下など。
- (7) 平成一〇年版犯罪白書二六一頁以下。

三 少年法改正の経緯

一九九九(平成一一)年少年法改正法案(正確には「少年法等の一部を改正する法律案」)の提出にいたる過程についていえば、すでに一九九六年(平成八)年秋から、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会の法曹三者の協議が行われていたが、この間の少年による凶悪犯罪の続発という事態をとらえて、一九九八年(平成一〇)年四月一〇日、自民党法務部会「少年法に関する小委員会」が、議員立法で厳罰化も含めた少年法改正をめざす方針を発表した。一方、法務大臣の諮問機関である法制審議会の少年法部会そのものは、一九七七年(昭和五二)年に法制審議会が検察官闘争などの方針を盛り込んだ中間報告を出したことから日弁連が反発して機能停止の状態にあつた。しかし、一九九三年(平成五)年に起きた山形マット死事件などにおいて家庭裁判所の事実認定の困難さを指摘されるケースが続き、一九九六年(平成八)年秋から、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会の法曹三者が少年審判制度の問題

点を協議してきた。そこに議員立法による少年法改正の動きが出てきたため、法務省も政府提案で法改正する方針を決め、二二年ぶりに法制審議会の少年法部会を再開して、一九九九（平成一二）年の通常国会において改正法案を政府提案することとした。⁽²⁾

そして、一九九九（平成一二）年三月一〇日に、「少年法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出された。この法案は、同年一月二一日に法制審議会から法務大臣に答申された「少年法整備要綱骨子」をベースにしたもので、その提出理由は、以下のとおりである。

少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るため、①裁定合議制度の導入、②検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入、③観護措置期間の延長、④検察官に対する事実認定及び法令の適用に関する抗告権の付与、並びに、⑤保護処分終了後における救済手続等の整備を行つほか、⑥被害者等に対し少年審判の結果を通知する制度を設けるとともに、併せて家事審判についても裁定合議制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

このほか、細かい点では、現行法の「附添人」を「付添人」に、「但し」を「ただし」に、「取消」を「取消し」に、「取扱」を「取扱い」に、「申立」を「申立て」に改めるなどの改正点もあるが、重要な改正の要点は、上記六点である。なお、自民党案で主張されていた「刑事処分年齢の一六歳から一四歳への引き下げ」は、この法案には盛り込まれなかつた。從前に主張されていた厳罰化はやや形を変え、検察官関与を中心とする刑事裁判化に移行したかにみえる。以下には、この六点をめぐる問題点について検討することとする。

(1) 裁定合議制度の導入

現行の裁判所法では、家庭裁判所が取り扱う事件については、他に特別の定めがないかぎり、ひとりの裁判官がこれを⁽³⁾行うこととされている（裁判所法第三一条の四）。しかし、犯罪少年に関する否認事件など家庭裁判所が扱う事件の中に複雑・困難な事象が見られるようになってきたことから、多角的な視点により判断の客觀性を高め、さらに各裁判官の知識経験を活用することができる合議体による審理を可能にする目的で、裁定合議制を導入することとした。そして、どのような事件を合議とするかは、裁判所の裁定に委ねることとし、とくに限定を付さなかった。

この裁定合議制の内容については、前段の法制審議会少年法部会の審議の中で、「処遇決定過程を合議体で行うこととは、家庭裁判所によるケースワーカ機能を損なうおそれがあるので、事実認定に争いのある事件に限定すべきである」との意見や、「合議体で審理を行うのは事実認定手続のみに限定すべきである」との主張が弁護士委員からなされた（弁護士委員試案骨子第一の一参照）。また、合議制をとるか否かは少年の申出によるべきであるとの意見もあつたが、これらはすべて採り入れられなかつた。

たしかに、合議制で取り扱う事件は三人の裁判官で審理するのだから、審判が慎重で多角的なものとなり、改善的な効果をもつよに見える。しかし、大きなデメリットも考えられる。まず、三人の裁判官が少年の前に現れることにより、威圧的な雰囲気を否応なしに醸し出すことである。また、合議体を組むために刑事部の応援も得て裁判官を組み合わせることになり、その結果、刑事裁判官的センスが審判に持ち込まれることになる。こうした傾向は、従来、若手の裁判官がひとりで少年に話しかけ、少年の話を聞くという形で行っていた審判の内容を変えるも

のである。現行少年法の「審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」（第二二二条第一項）という理念は、これによつて大きく揺らぐことになる。

(2) 檢察官関与

今回の改正法案では、現行法では認められていない少年審判への検察官関与を導入している。すなわち、①犯罪少年に係る死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮にあたる罪の事件において、その非行事實（犯行の動機、態様および結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む）を認定するため必要があるときは、家裁の裁量により検察官の出席を認め（改正法案二二一条の二第一項）、また、②この事件において、その罪が被害者の死亡の結果を含むもので、検察官の申出があるときには、原則的に検察官の出席を認めることとした（同条第三項）。さらに、③検察官関与の決定があつた場合に、少年に付添人がいないときには、国選付添人を付さなければならぬこととした（同二二一条の三）。要するに、検察官が関与する場合には、弁護士を付添人として関与させなければならないとしているもので、逆に言えば、検察官が関与しなければ付添人の関与は必要ないということにならぬ。本来なら、少年の権利の保護のために、まず、付添人の関与という絶対的要請があり、その中に、検察官の関与が妥当かどうか議論するべきものである。ところが、この改正法案では、まず初めに検察官関与があり、「それに伴つて国選付添人の必要的関与がある。これは、少年の権利を尊重する立場からすると、「驚くべき逆立ち的発想」である」とされていて⁽⁴⁾いる。

そもそも、検察官関与を認める「死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮にあたる罪の事

件」というのは、一般の人には、重大な事件であるとの印象を与えるものであるが、実はかなり広範な犯罪を含むものである。たとえば、傷害や恐喝、窃盗までも含むものなので、万引きも含め、およそ検察官が必要とする事件のほとんどは関与が可能なのである（同二二条の二第二項）。また、検察官関与には、非行事实認定に「争いのある場合」である必要もないことに注意しなければならない。なぜなら、「その非行事实を認定するため必要があるときは、家裁の裁量により検察官の出席を認める」という一般的な表現になつてているからである。さらに、そこでの非行事实には、犯行の動機、態様および結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含むのであるから、構成要件該当事実を少年が行つたかどうかということだけではなく、これに密接に関わる動機や共犯関係、情状事実など、およそ非行に關係するすべての事実認定に検察官関与の必要性が認められるのである。改正法案二二条の二第二項および第三項は、家庭裁判所が検察官関与を決定するには、検察官の申出があれば自動的に、そうでない場合も、あらかじめ検察官の意見を聴いて決定しなければならないこととしており（二項）、被害者の死亡の結果を含む事件では、明らかにその必要がないと認める場合を除いて審判に必要的に検察官を出席させると規定しているので（三項）、検察官が望めば、ほとんどすべての場合に関与を認めるといった意味合いを持つことになる。こにおいて、少年審判の刑事裁判化・厳罰化の可能性を危惧するのは自然な感覚といふことができる。

それゆえに、弁護士委員からは、刑事裁判化に一定の歯止めを要求する見解が提出されたのである。法制審議会少年法部会は、全体として、非行事实に争いのある重大事件などでは、対審的審理を導入する必要性は認めている。しかし、予断排除の原則や伝聞法則などの適用のない現行手続のまま検察官が関与することになれば、少年側に著しく不利益になるとの観点から、弁護士委員試案では、少年が否認した事件につき、少年または保護者・付添

人が請求したときには、予断排除の原則や伝聞法則を導入した特別な手続（乙事実認定手続と呼んでいる）をとるべきであるとの考えが出されたのである（弁護士委員試案骨子第四参照）。現行の職権主義手続の構造を維持しつつ、対審的審理を導入する困難さが明確に現れる場面である。

(3) 観護措置期間の延長

現行少年法一七条は、少年を少年鑑別所に収容する観護措置の期間を原則二週間とし、特に継続の必要があるときは一回に限り更新することができるとして、その期間を最長四週間に制限している。改正法案はこれを、犯罪少年に係る死刑、懲役または禁錮に当たる罪の事件で非行事実の認定に関し、証人尋問、鑑定または検証をする旨の決定があつたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに相当の理由がある場合には、五回を限度として更新できるとし、結局、収容期間は通算一二二週間を上限とすることとしている。非行事実の認定に困難を伴う事件については、多数の証人尋問などのため相当程度の審理期間を要し、また、今回の改正による審判関与者の範囲の拡大に伴う審理期間の伸長を予想しての改正案である。ここでは、現行法の最長四週間の資質鑑別とは別個に、「非行事実の認定に関し、証人尋問、鑑定または検証」をするための未決拘禁的な観護措置という二種類の観護措置を前提としている。そもそも観護措置は、審判と調査のためのものであつて、その基本構造を根本から変更すること自体が問題であり、また、逃走や罪証隠滅防止のためのみならず、自殺・自傷行為や再非行防止を理由にして長期の観護措置を認めることになれば、予防拘禁としての機能も併せ持つことになる。

少年が高校生の場合、一番気にしてることは鑑別所に入れられると学校へ行けなくなることである。付添人である弁護士は、少年が入院したとか、田舎へ行っているなどと欠席の理由を説明したり、家庭裁判所調査官も学校へは照会しないなどの配慮をしている。少年が学校へ戻つて一般の学生と同じように学生生活を送り、少年が立ち直つてくれることを考えるからである。ところが、観護措置期間の延長は、それ以前の逮捕勾留期間二三日間と合わせて、約一〇〇日間、三ヶ月を超える身柄の拘束を意味する。四週間なら、まだ長い病氣であるとかの理由で済むものも、一学期まるまる拘束されれば弁解もできず、おそらく、学校は退学になるだろうし、勤めている少年なら解雇されてしまつであろう。この場合、たとえ審判で非行事実なし、無罪とされたとしても学校や職場がその少年を受け入れるはずもなく、その後の少年の生活は破滅的である。

そもそも少年に対する処分決定は短い期間に行われる必要があり、身柄拘束はできるだけ控えるというのが周知の原則である。捜査の規範である「犯罪捜査規範」や「少年警察活動要綱」では、少年の被疑者の場合には、できるだけ「身柄拘束を避ける」ことにしており（犯罪捜査規範第二〇五条、「できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置をさけるもの」としている（少年警察活動要綱第四二条一項）。また、少年法においても、勾留は「やむを得ないとき」のみ行うとしている（少年法第四三条第三項、第四八条第一項）。身柄拘束という強制的措置が、少年の人生・社会復帰にとって悪影響を与えることを明確に意識しているからである。さらに、国際的な見地からしても、「子どもの権利条約」が非司法的手続を重視していることを受けて、「少年司法運営に関する国連最低基準規則」いわゆる北京ルールは、「審判のための身柄拘束は最後の手段として、また可能な限り短い期間に限る」として（二三・一）、身柄拘束に代わる代替的手段の創設を求めている。今回の観護措置期間の延長という考えは、審判の対

象である少年の立場をまったく無視したものであり、国際的な意向にも反するものもある。

(4) 檢察官の抗告権

改正法案では、検察官は、検察官関与の決定があつた事件について、保護処分に付さない決定または保護処分の決定に関し、その事件の非行事实の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反または重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、二週間以内に抗告することができるとしている（第三五条第一項）。

これまで検察官は、保護処分に関する決定に対して抗告権を与えられておらず、したがつて、決定がいかなる内容のものであれ、そのまま確定する仕組みになっている。現行法では、検察官関与制度がないから、抗告権が少年側に限られているのは当然のことである。少年の抗告権がもっぱら「救済」として機能している現行法の趣旨を考えれば、不処分決定や保護処分決定を少年に不利益な方向に変更する可能性をはらむ検察官への抗告権の付与は、極めて重大な制度変更といわなければならぬ。

法制審議会少年法部会事務局の説明によれば、職権主義的審問手続という基本構造は変更しないという前提のもとに、検察官は、適正な事実認定に資するための「審判協力者」という地位・役割をもつものとされていた。審判手続に関与する検察官の地位が職権審理を主宰する家庭裁判所の「審判協力者」であれば、非行事实につき挙証責任を負う「当事者」ではないことになる。わが国の改正法案における検察官の地位・役割が、たとえば、ドイツの少年事件手続における検察官のそれのように、国家を代表して刑罰権の発動・実現を求める当事者・原告官と異なるものであるとすれば、原告すなわち弾劾者の立場にない「審判協力者」である検察官がなぜ控訴・抗告できるの

かという手続構造上の理論的疑問が残ることになる。⁽⁵⁾

現実的な疑問点も二点ほど考えられる。第一点は、検察官が抗告権を持つことにより裁判官の無罪（非行なし）判断を萎縮させるという効果をもたらすことである。成人の刑事案件でもそうであるが、検察官が控訴・抗告できることは、裁判官に対する大きなプレッシャーになる。刑事裁判では、本来、事実認定がしつかりできるか否かが重要で、その過程で証拠が不十分であれば無罪にするのが原則であり、自動的に無罪でよいはずだが（刑法第三二七条、第三三六条）、しかし、無罪にすると検察側から控訴される。だから、控訴が通らないように、無罪判決を言い渡すときには裁判官は非常に慎重になる。逆に犯罪の証明が充分にないとしても、犯罪を犯したという可能性があれば有罪の方向に傾く。これが萎縮効果である。少年事件にもこの効果が現れることが考えられる。少年事件の審判は、少年の話を聞き、少年を信用し立ち直らせてやるという保護・更正の手続的側面をもつていて。それが、意識しない効果によって、大人と同じように少年を制裁するという手続に変えられてしまふ危険性がある。

第二点は、検察官の抗告権によって、捜査の段階から少年審判を威圧的・糾問的なものにし、それがゆえに、一種の取引的な要素が生じる危険が生じるのではないかという疑問である。たとえば、軽い事件であっても、既に見たように、たとえば、傷害や恐喝、窃盗などの犯罪でも、無実だとして争つたり、共犯関係や動機について警察や検察の捜査やそれに基づく想定と違うことを主張すれば、警察や検察、ひいては裁判所の心証を悪くし、合議体による審判や検察官関与の措置を受けることを覚悟しなければならない。しかも、もし審判で少年の主張が認められたとしても、検察官の抗告によって、さらに、有罪的な方向へ糾問され、長期間追求されることは明らかである。

貴重な青春時代を検察官の執拗な追求にさらされ審判で明け暮れるよりも、争わず非行事実を認めて軽い保護処分を受けるほうがずっとましだと思わざるを得ない。そんな不利な立場を選択するよりは、不正确であっても保護処分を受ける方が得策だと考える少年や、付添人さえ現れるのではないか。⁽⁶⁾こうした疑問を与える検察官の抗告権の導入は、むしろ適正な事実認定を阻害する要素を含むものといわざるをえない。

(5) 保護処分終了後の救済手続

改正法案は、現行少年法「七条の二第一項」「保護処分の継続中、本人に対し審判権がなかつたこと、又は一四歳に満たない少年について、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手続がなかつたにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもつてその処分を取り消さなければならない。」とする規定の後に、新たに第二項として「保護処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、前項と同様とする。ただし、本人が死亡したときは、この限りでない。」という項目を加えることにしている。いわば刑事手続における再審に相当する手続を定めるものである。従来、少年法には再審に相当する規定は存在していない。これは、保護処分が刑罰とは異なり、少年の健全育成を目的とするという意味において利益な処分である点を重視したことによると考えられる。しかし、保護処分とはいっても、対象者である少年の自由を制約するという意味で事実上の不利益性をもつことは否定できない。ましてや、犯してもいい非行事実を根拠に保護処分に付されることなど、少年自身が納得できるはずもなく、保護処分のもつ保護教育効果そのものからも

否定されるべきことである。したがって、実務上は、非行事実を犯していないのに誤つて保護処分に付された少年を救済する場合には、現行の少年法二七条の二第一項をいわば準用するという運用を行つてきた。最高裁判所も、いわゆる「柏みどりちゃん事件」においてこの運用を是認した。⁽⁷⁾ 少年法に再審制度がないにもかかわらず、法律解釈として限定的にではあっても少年再審に道を開いたものとして、この決定は広く評価されている。しかし、かなり無理な解釈という感は否定できず、この論点における少年法の改正は焦眉の急となっていた。

とくに、この条文中の「保護処分の継続中」という文言が枷となつていて、保護処分が終了してしまつた後には、本条が適用されず、取り消すことができないのである。実際に「草加事件」では、保護処分の継続中にその取消を申し立てたにもかかわらず、審理が長引いている間にその執行が終了してしまい、結局、取消を受けられなくなるという事態が生じた。⁽⁸⁾ こうした不適切な対応という事態を解消させるためには、保護処分終了後における救済手続は是非必要なものであろう。少年法部会審議の中でも異論はまつたくなく、その必要性については見解に一致があつたとされている。⁽⁹⁾

(6) 被害者への通知制度

改正法案第三一条の二第一項は、家庭裁判所は犯罪少年及び触法少年の事件を終結させる決定をした場合、当該事件の被害者または法定代理人（被害者死亡の場合、一定の親族）から申出があるときは、決定の日から三年以内に、その申出をした者に、「少年及びその法定代理人の氏名及び住所」と「決定の年月日、主文および理由の要旨」を通知するものとしている。もちろん、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でない

と認めるときにはこの限りではないとする規制はある。しかし、これが現行法の少年審判の非公開および匿名報道の原則と抵触しないかが問題である。少年審判は発展途上にある少年の立ち直りをめざして行われるので（少年法第一条）、社会復帰を妨げないために、少年が非行を犯したこと 자체を秘密にしなければならない。そこでまず、審判はこれを非公開とする（少年法第二二条第二項）、さらに、家庭裁判所の審判に付された少年または少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事または写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならないとしている（同第六一条）。少年や家族のプライバシーを保護するとともに、少年の更生を図ろうとするもので、国際的にも、北京ルール第八条で「少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって生じる害を避けるために、あらゆる段階で尊重されなければならない。原則として、少年犯罪者の特定に結びつき得るいかなる情報も公表してはならない」と同様の趣旨を定めている。

たしかに、これまで犯罪被害者や家族に対する配慮がほとんどなかつた点については、犯罪被害者補償制度その他の経済的ケアのみならず、相談制度等の精神的ケアも含めた対策で改善すべきである。非公開の審判によつて情報を得られない家族が、なぜ、どうようにもわが子を殺されたかを知らされないが故の精神的苦痛や気持ちを伝えられない不満をもつており、真相究明のために民事訴訟を起こすケースが増えていくのも理解できる。こうした被害者の声に応えるように、警察庁は一九九六（平成八）年から、事件の捜査状況や被疑者逮捕を被害者側に連絡する「被害者連絡実施要項」という内部規定を作り、重大事件にかぎり、被疑少年の保護者の氏名や年齢、住所を被害者側に知らせることにしている。⁽¹⁰⁾また、検察庁と法務省も、地検ごとに行われていた被害者通知制度を全国統一の

制度として行うよう一九九九（平成一一）年一月頃からすべての検察庁に通達している。しかし、少年法は、少年事件について全件送致主義をとり（四一条、四二条）、家庭裁判所を少年事件に関する司法機能・福祉機能の中心機関と位置づけているのだから、警察や検察だけの判断で被疑少年や家族の氏名・住所を通知する制度運営には問題がある。

被害者等への情報提供や審判における意見陳述の機会は現在の非公開の審判でも対応可能であるから、通知制度の内容も違った形式を検討すべきである。通知による情報がマスコミに公表された場合はどうするか、守秘義務を含め法的な規制は必要ないのか等々、諸外国の制度とその効果の調査なども行い、充分な研究が必要であろう。⁽¹⁾

(1) 山形マット死事件とは、一九九三（平成五）年、山形県新庄市明倫中学校の体育用具室で、中学一年生の男子生徒が巻いてあつた体操用マットの中で窒息死していた事件である。同校の生徒七人が傷害致死容疑で逮捕補導され、一人は児童福祉法の補導措置、三人は少年院送致、残る三人はアリバイがあり非行事実なしの決定があつた。少年院送致の三人は決定を不服として高裁に抗告したが、棄却された。高裁はそこで非行事実なしが確定した三人についても事件にかかるわっていた疑いが濃いと指摘した。家裁の決定は覆らなかつたが、高裁が家裁に異議を述べたことで、少年審判の事実認定に対する社会的信頼を損なうことになった。この事件が、検察官関与を中心とする少年法改正を進める要因の一つになつたとされている。

(2) この間の法制審議会の議事概要と議事録などについては、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) から、ダウンロードすることができる。

(3) 村越一浩「法制審議会における審議の経緯及び要綱骨子の概要」ジュリスト一一五二号（有斐閣一九九九年二月一五日）三七頁以下。

(4) 小田中聰樹「少年法改正案の問題点—警察、検察による少年支配システムの構築」法学セミナー—五三三号（日本評論社一九九九年五月号）七〇頁以下、七三頁。

(5) 坂巻匡「少年審判手続における検察官の地位—検察官関与制度について」ジュリスト一一五二号（有斐閣一九九九年三月一五日）六五頁。

(6) 同様の見解は、津田玄児「少年法改正案の問題点（1）」NCCD全国犯罪・非行協議会機関誌一四号（一九九九年一二月）一二頁など。

(7) 柏みどりちゃん事件は、一九八一（昭和五六）年、柏市の小学校校庭で一一歳の少女が刺殺されたことに始まる。事情聴取を受けた一四歳の少年が犯行を自白し、家庭裁判所でも犯行を認めため、家裁は殺人の非行事実を認定して少年に初等少年院送致の保護処分を言い渡した。少年の抗告もなく決定は確定したが、その後、少年は面会に来た母親に対し犯行を否認し、付添人である弁護士に自分のナイフは犯行に使われたものとは別個のものであるとしてその隠し場所を告げ、その場所から遺体に残されていた凶器と同型のナイフが発見された。そこで、付添人は、少年は非行を犯しておらず、審判権がなかつたことが明白であるとして、少年法二七条の二第一項による保護処分取消しの申立てをした。申し立てを受けた家裁は、これを認めて実体的な審理をした。しかし、結局、付添人の主張は認められず東京高裁に抗告したが、抗告は保護処分の決定に對してのみ認められるという理由で棄却された。そこでさらに再抗告が行われた結果、最高裁は、二七条の二第一項の申立ては、非行事実不存在についても行いうること、および、保護処分の取消を求める申立てに對してされたこれを取消さない旨の決定に對して、法三二条の準用により少年側の抗告（保護処分不取消決定に対する抗告）が認められるとした。ただ、少年の非行事実は認められたままであった。

(8) 一九八五（昭和六〇）年、草加市内で女子中学生の絞殺死体が発見され、容疑者として六人の少年（一三歳から一五歳）が逮捕された。少年鑑別所に収容されていた二人の少年が自白を撤回したことを見つかけに、全員が自白は警察官の強制・誘導によるものと主張した。しかし、家庭裁判所は少年たちの主張を認めず、全員少年院送致の決定をし

た。高等裁判所の抗告審で、捜査機関の物証隠匿が明らかになり、事実認定手続に関する重大な問題が提起された。しかし、高裁・最高裁とも、自白に信用性を認めて、抗告・再抗告を棄却し事件から四年後の一九八九（平成元）年、処分が確定した。確定後、少年たちは直ちに保護処分取消の申立てを家裁に起こしたが、少年法二七条の二第一項の「保護処分の継続中」でないことにより却下され、抗告・再抗告も棄却された。その後、被害者の両親が元少年たちを相手に損害賠償請求の民事裁判を起こした。その第一審判決で、元少年たちの無罪であるとの主張が認められた。少年審判と民事裁判の結論が相反する結果となつたのである。ところが、両親が控訴したところ原告勝訴の判決が下され、元少年が上告して最高裁で争わることになった。二〇〇〇（平成一二）年二月七日、最高裁は無罪の可能性を指摘し、控訴審判決を破棄、審理を東京高裁へ差し戻した。

(9) 川出敏裕「保護処分終了後の救済手続き」*ジュリー*一一五二号八六頁。

(10) 朝日新聞朝刊一九九八年八月二〇日、二二一。

(11) とくにアメリカ少年司法における非公開・匿名原則の変遷については、辻脇葉子「アメリカ少年裁判所の刑事裁判化と非公開・匿名報道原則の変容」明治大学短期大学紀要六五卷（一九九九年）一頁以下に詳しい。

四 現行少年法の功績と展望

現行少年法における子どもに対する保護更正は、実は社会全体の安全にとつても大きく寄与・貢献している。戦後における現行少年法の成立は、社会の安全を意識して、二〇歳未満の少年全員に、刑罰を科するよりもむしろ保護処分によっての教化をはかる方が適切であると考えてなされたものである。戦後の混乱のしわ寄せで展望を失つた少年による犯罪の激増と凶悪化が進み、厳罰という威迫では対応できない現実に遭遇して、犯罪抑止より、その

代わりに、犯罪を犯した子ども一人ひとりに徹底して働きかけ、非行少年というレッテルを貼られた子どもが社会から脱落することをくい止め、将来、犯罪者として定着させないことに徹したのが、現行法制のスタートの動機だった。

こうした法制は、少年を犯罪者として定着させることを防ぎ、長い目でみて、社会の安全を確固としたものにすることにつながっている。すでにみたように、戦後の日本では、少年犯罪は三つの波をつくって増減を繰り返してきた。ところが成人の犯罪は、凶悪犯罪を含め一貫して減少を続け、現在、若干の増加はあるものの、昭和二〇年、三〇年代にくらべて、はるかに低い水準を保つて、世界でもまれな安全な国のひとつとして評価される実績を誇っている。これは、一人ひとりの少年を大切にし、犯罪者として定着させない、とする現行の少年法制が大きく貢献しているとみるとであろう。⁽¹⁾

これは、戦後五〇数年、現行少年法制に携わってきた大勢の関係者の努力の成果であるといって誤りではない。家庭裁判所の裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、保護観察官、保護司、少年院・児童自立支援施設等の職員等々、こうした人々の経験や研鑽を基にした少年への対応がもたらした功績である。

こうした実績ある少年法を改善するならば、まず、運用での改善を検討するのも方策であろう。それでもなお法改正が必要な場合も、心理学、精神医学、教育学、社会学など多くのさまざまな分野の専門家の意見を入れてその部分を抽出すべきである。もちろん今回の改正法案のなかにも「保護処分後の救済」などのように、みるべき部分もある。しかし、今回は現行少年法のなかに存在する維持発展させるべき因子と改善すべき因子との分類・解明が必ずしも充分ではなかつたようと思われる。

少年法は、未完成で不安定な人間である少年を対象とする生々しい人間の法である。新しい世紀を担う子どもたちに、熱意と理想と見識をもって臨み、遠大かつ慎重な計画をもって少年法の未来に臨むべきであろう。近視眼的な視野・見識でもって、取り返しのつかない形で根本を変えてしまうような行き方をとることは、まさしく「世紀の恥辱」⁽²⁾とされるのである。

(1) 津田玄児『少年法と子どもの人権』(明石書店一九九八年)三四頁以下。

(2) 団藤重光「少年法改正批判—強行すれば世紀の恥辱」團藤重光・村井敏邦・齊藤豊治「ちょっと待つて少年法『改正』」(日本評論社一九九九年)三三頁以下。